

南越前町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 福井県 南条郡 南越前町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	32.70人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区		
処理場数	2施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特定環境保全公共下水道地区における、新たな下水道区域の拡張は行わず、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の整備を行う。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	特定環境保全公共下水道施設料金は他の下水道事業と同じ料金体系としている。なお、令和元年10月に料金を改定した。(以下、税抜) 基本料金 1,650円 人数割料金 750円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(使用料10m ³ まで) 1,650円 水量割料金(使用料11m ³ 以上) 1m ³ 当たり200円						
その他の使用料体系の 概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,348	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,899	円
	平成30年度	3,348	円		平成30年度	2,939	円
	令和元年度	4,290	円		令和元年度	3,279	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定所属職員 1人 資本勘定所属職員 0人 (農業集落排水事業・個別排水処理事業兼務 1人)
事業運営組織	建設整備課 上下水道・環境グループにて上水道事業、公共下水道事業等とともに運営を行っている。 下水道係職員は農業集落排水処理事業等と兼任しており、公共下水道事業の専従職員は配置していない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、故障発生時の応急対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の特定環境保全公共下水道事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。
	ウ PPP・PFI	今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の特定環境保全公共下水道事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用の取組はない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等の資産活用はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」参照

収益的収支比率は、100%を大きく割り込んでいる。総収益は使用料以外の収入である他会計繰入金に占める割合が大きく、今後も、このような状態が継続すると考えられる。

企業債残高対事業規模比率は、他の類似団体に比較して低く、かつ、数値については年々ほぼ下降している。新規の企業債等を用いた大規模な更新が無いためである。

経費回収率は、類似団体に比較して低いことから、経営効率の改善と健全経営を見据え、汚水処理費の削減と使用料の改定を行う必要がある。

汚水処理原価は、類似団体に比較して非常に高い。これは、地理的な要因から、施設に要する経費が大きいのが主な要因と考えられる。そこで、投資の効率化や、より適切な経営方法の検討などの改善が必要である。

施設利用率は41%から43%を推移しており、使用水量の変動による影響と考えられる。今後は人口の減少に加え、節水型機器の普及の影響により減少が予測される。

水洗化率は、類似団体の水準より非常に高い。汚水処理を適切に行うこと並びに水質保全のためにも、可能な限り100%に近づけるべく改善することが望ましい。

現在は、臨時的な不具合に対し、スポット的に必要部分の改修を行っている。また、耐用年数の短い機器については、経費削減のために耐用年数を超えた使用する場合もあるが、動作状況に注意を払い、機能維持に努めている。

今後は、収益や費用を考慮しながら計画的に下水道施設全体の老朽化対策に取り組んでいく必要がある。

2. 経営の基本方針

<p>本町の特定環境保全公共下水道事業は、市街化区域以外における家庭や事業所などから排出される汚水を処理し、公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全に貢献するとともに、雨水を速やかに排除して浸水被害を防ぐ雨水対策も担っており、2施設が整備されている。</p> <p>現在は、臨時的な不具合に対し、スポット的に必要部分の改修を行っている。また、耐用年数の短い機器については、経費削減のために耐用年数を超えた使用する場合もあるが、動作状況に注意を払い、機能維持に努めている。</p> <p>経営の健全化について、極力維持管理経費の削減に取り組んでいる。しかしながら、施設立地が中山間地であり、人口に対する管路延長が長いことから、維持経費の大幅な削減は困難である。そのため、起債の償還並びに経費を賄うための収入は、他会計繰入金に依存せざるを得ない状況が続いている。また、今後は過疎による居住人口の減少に伴い人数割分使用料が減少することから、更なる使用料の減少が予測される。</p> <p>今後は、平成29年度に策定したストックマネジメント計画により、長期的な視点で下水道施設を計画的かつ効果的に管理することとしている。</p> <p>また、令和元年10月に使用料を改定し、事業の財源確保を図るとともに、経営の健全化を進めていく。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

本町の特定環境保全公共下水道事業は、平成11年度に概成しており、老朽化等による設備等の更新については、平成29年度に策定したストックマネジメント計画により、長期的な視点で下水道施設を計画的かつ効果的に管理することとしている。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

平成29年度に策定したストックマネジメント計画により、令和4年度から電気設備から順次優先順位を設定し、費用の平準化を行うものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入のうち、人数割料金に係る収入については、「南越前町人口ビジョン（改訂版）（令和2年3月改訂）」における人口推移を基に、令和元年度の特定環境保全公共下水道の人数割実績額から人口比率を推計し、これを将来推計人口に乗じて按分した。その他、世帯数に基づく基本料金及び業務用使用料に基づく事業所数、数量割料金については、令和元年度実績額から横ばいとして算定した。

町の施策としている位置づけから、使用料は農業集落排水事業等と同様の使用料体系のため、農業集落排水事業等で使用料の見直しが実施された際は、本事業の使用料収入も変更する。水道ビジョンにおいて令和5年度と8年度に改定を検討していく必要があり、公共下水道事業等も併せて検討する。

○繰入金に関する事項

経費を削減した上で、営業費用に不足する収益については、一般会計から繰入金で補填している。その運用上の基準としては、総務省の繰出基準に基づき、一般会計が負担する必要な経費として、起債元金償還金の一部に相当する金額を繰入している。また、基準内繰入金だけでは収支がとれなければ、繰出基準に基づかない繰入をしている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

需用費、動力費、修繕費・法定検査手数料・管理清掃委託料については、令和2年度の予算額をベースに、今後10年で約2%の経費削減を目標に試算している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和3年度に策定を予定している農業集落排水事業施設再編計画において、処理場の統廃合や処理区域の見直しなどの費用対効果について検討する。
投資の平準化に関する事項	老朽化等による設備等の更新については、平成29年度に策定したストックマネジメント計画により、長期的な視点で下水道施設を計画的かつ効果的に管理することとしている。また、令和4年度から電気設備から順次優先順位を設定し、費用の平準化を行うものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の個別排水処理施設事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料体系は従来どおり、他の下水道事業と同一の料金料金体系とする。料金の見直しについては今後の建設改良投資の動向及び下水道事業を長期的、継続的に運営する必要性を踏まえて検討する。
---------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の特定環境保全公共下水道事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。
職員給与費に関する事項	現状、特定環境保全公共下水道事業に従事する職員は、他の上下水道事業と兼務で1名であり、人員の削減は望めない状況である。
動力費に関する事項	各施設の効率的な運転管理に努めるとともに、更新時には省エネルギー機器の導入を行い、より一層の動力費節減に努める。
修繕費に関する事項	定期点検の実施により予防的修繕を計画的に行い、突発的な故障を防ぐとともに、施設の延命化と修繕費の節減に努める。 下水道ストックマネジメント計画に沿って計画的な施設の更新を実施し、修繕費の節減に努める。
委託費に関する事項	発注方式を見直し、他事業の施設等も含めた一括発注等、入札参加条件を附したうえで、入札公募範囲を広げ、競争の原理により業務の質を維持しながら費用の削減を図る。
その他の取組	技術水準の維持・向上を図るため、OJTや各種研修への積極的な参加等により人材育成に努め、更なる業務の効率化に繋げる。

4. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営状況の変化に対応するため、進捗管理は毎年度実施し、概ね5年ごとに見直しを行う。
---------------------	---

経営比較分析表（平成30年度決算）

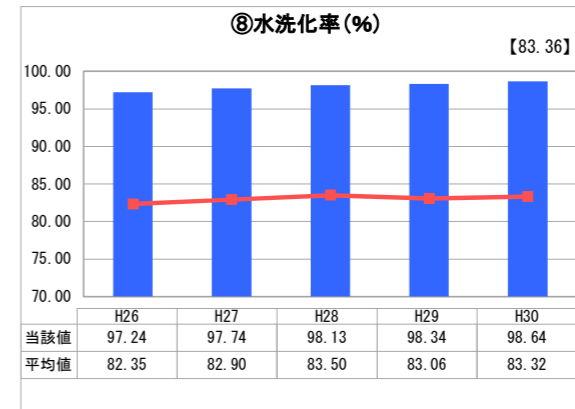
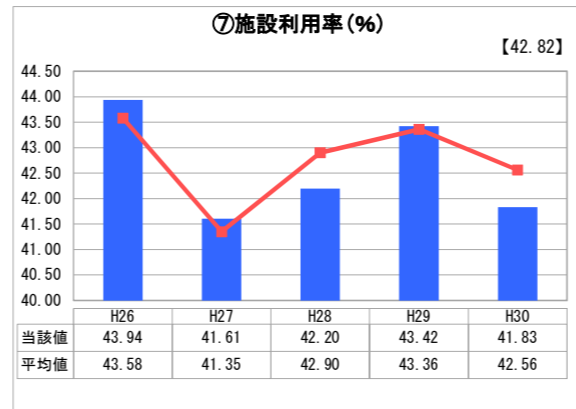
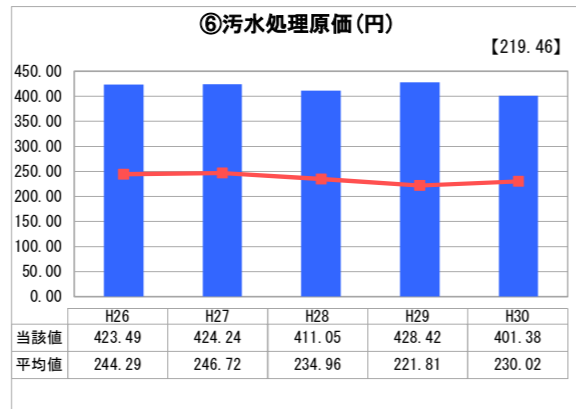
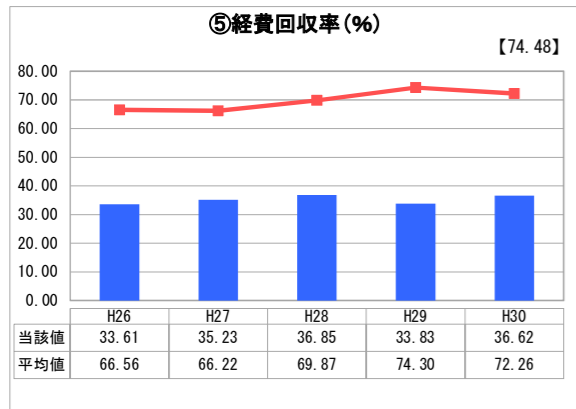
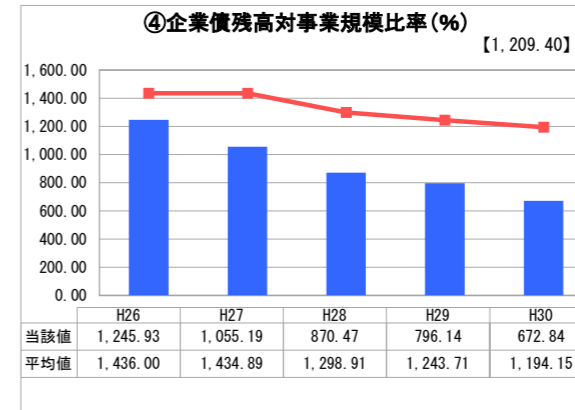
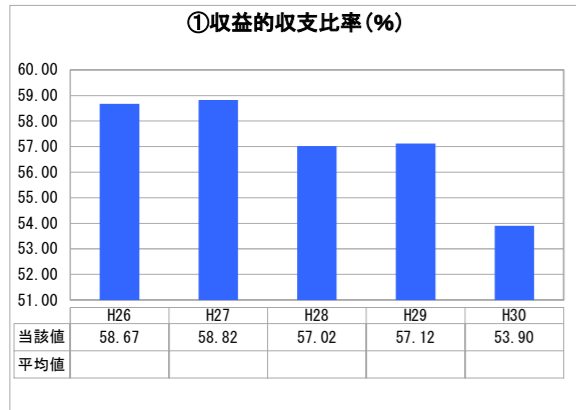
福井県 南越前町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	39.55	100.00	3,255

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
10,701	343.69	31.14
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,196	1.26	3,330.16

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、100%を大きく割り込んでいる。総収益は使用料以外の収入である他会計繰入金に占める割合が大きく、今後も、このような状態が継続すると考えられる。

④企業債残高対事業規模比率は、他の類似団体に比較して低く、かつ、数値については年々ほぼ下降している。新規の企業債等を用いた大規模な更新が無いためである。

⑤経費回収率は、類似団体に比較して低いことから、経営効率の改善と健全経営を見据え、汚水処理費の削減と使用料の改定を行う必要がある。

⑥汚水処理原価は、類似団体に比較して非常に高い。これは、地理的な要因から、施設に要する経費が大きいのが主な要因と考えられる。そこで、投資の効率化や、より適切な経営方法の検討などの改善が必要である。

⑦施設利用率は41%から43%を推移しており、使用水量の変動による影響と考えられる。今後は人口の減少に加え、節水型機器の普及の影響により減少が予測される。

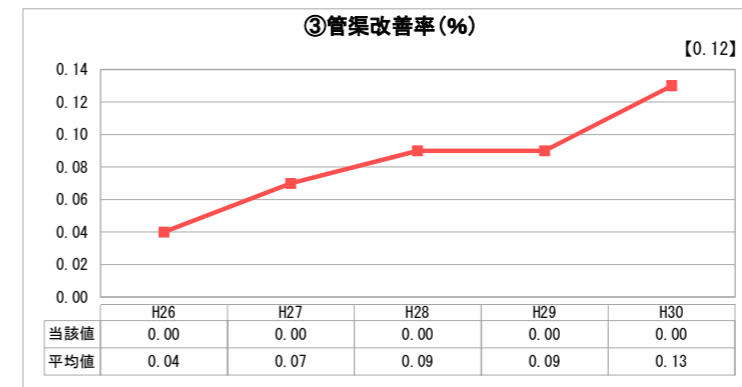
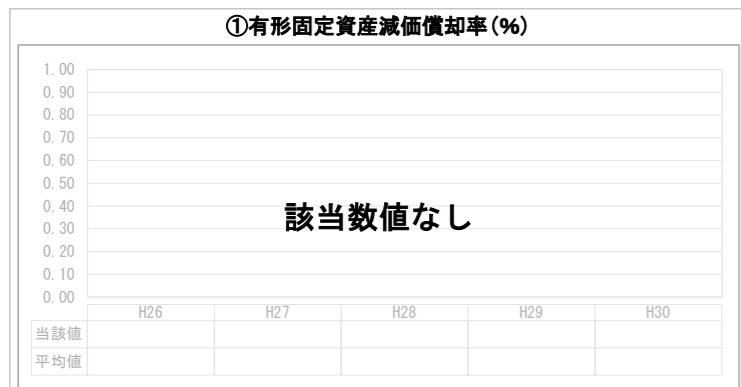
⑧水洗化率は、類似団体の水準より非常に高い。汚水処理を適切に行うこと並びに水質保全のためにも、可能な限り100%に近づけるべく改善することが望ましい。

2. 老朽化の状況について

現在は、臨時的な不具合に対し、スポット的に必要部分の改修を行っている。また、耐用年数の短い機器については、経費削減のために耐用年数を越えた使用する場合もあるが、動作状況に注意を払い、機能維持に努めている。

今後は、収益や費用を考慮しながら計画的に下水道施設全体の老朽化対策に取り組んでいく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営の健全化について、極力維持管理経費の削減に取り組んでいる。しかしながら、施設立地が中山間地であり、人口に対する管路延長が長いことから、維持経費の大幅な削減は困難である。そのため、起債の償還並びに経費を賄うための収入は、他会計繰入金に依存せざるを得ない状況が続いている。また、今後は過疎による居住人口の減少に伴い人数割分使用料が減少することから、更なる使用料の減少が予測される。

今後は、平成29年度に策定したストックマネジメント計画により、長期的な視点で下水道施設を計画のかつ効果的に管理することとしている。

また、令和元年10月に使用料を改定し、事業の財源確保を図るとともに、経営の健全化を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
区 分													
収 益 的 収 入	1 総 収 入 (A)	124,985	120,795	127,909	121,646	118,405	129,177	123,694	121,797	153,448	151,952	150,323	149,334
	(1) 営 業 収 入 (B)	74,965	79,728	90,219	89,500	89,177	114,622	114,299	113,976	146,679	146,408	146,137	145,866
	ア 料 金 収 入	72,243	77,374	89,823	89,500	89,177	114,622	114,299	113,976	146,679	146,408	146,137	145,866
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	2,722	2,354	396									
	(2) 営 業 外 収 益	50,020	41,067	37,690	32,146	29,228	14,555	9,395	7,821	6,769	5,544	4,186	3,468
	ア 他 会 計 繰 入 金	49,476	39,692	35,302	32,146	29,228	14,555	9,395	7,821	6,769	5,544	4,186	3,468
	イ そ の 他	544	1,375	2,388									
	2 総 費 用 (D)	107,843	102,534	111,037	109,265	106,459	103,760	102,103	101,155	100,411	99,764	99,279	98,903
	(1) 営 業 費 用	85,517	84,679	97,530	99,673	99,486	99,299	99,112	98,926	98,740	98,555	98,370	98,185
	ア 職 員 給 与 費	6,367	7,120	3,669	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	イ そ の 他	79,150	77,559	93,861	93,673	93,486	93,299	93,112	92,926	92,740	92,555	92,370	92,185
	(2) 営 業 外 費 用	22,326	17,855	13,507	9,592	6,973	4,461	2,991	2,229	1,671	1,209	909	718
	ア 支 払 利 息	22,326	17,855	13,507	9,592	6,973	4,461	2,991	2,229	1,671	1,209	909	718
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	17,142	18,261	16,872	12,381	11,946	25,417	21,590	20,642	53,037	52,188	51,044	50,431	
収 益 的 支 出	1 資 本 的 収 入 (F)	106,942	97,391	89,247	63,978	120,600	89,025	52,398	177,124	228,651	176,909	257,306	138,415
	(1) 地 方 債 償 還 金						29,177	11,500	3,800	68,000	78,500	54,500	39,000
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	106,942	97,391	89,247	63,978	62,246	50,720	29,758	25,935	23,639	20,105	15,194	12,751
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					29,177	26,805	18,840	83,189	126,512	102,304	144,912	86,664
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	124,060	115,551	106,090	76,359	132,545	114,424	73,856	197,905	281,762	229,048	308,295	188,828
	(1) 建 設 改 良 費		1,958	1,891		58,354	53,610	37,680	166,378	253,024	204,608	289,824	173,328
	うち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	124,060	113,593	104,199	76,359	74,191	60,814	36,176	31,527	28,738	24,440	18,471	15,500
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 17,118	△ 18,160	△ 16,843	△ 12,381	△ 11,945	△ 25,399	△ 21,458	△ 20,781	△ 53,111	△ 52,139	△ 50,989	△ 50,413	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	24	101	29	△ 0	1	18	132	△ 139	△ 74	49	55	18	
積 立 金 (K)	30	31	28										
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	215	209	279	280	280	281	299	431	292	218	267	322	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	209	279	280	280	281	299	431	292	218	267	322	340	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	209	279	280	280	281	299	431	292	218	267	322	340	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	54	56	59	66	66	78	89	92	119	122	128	131	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	74,965	79,728	90,219	89,500	89,177	114,622	114,299	113,976	146,679	146,408	146,137	145,866	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	12,734	11,505	10,244	8,950	36,799	46,937	49,340	115,905	192,536	244,829	339,666	374,253	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		49,431	39,692	35,302	32,146	29,228	14,555	9,395	7,821	6,769	5,544	4,186	3,468
	うち 基 準 内 繰 入 金	22,321	22,683	20,189	14,671	13,522	10,965	6,949	5,987	5,395	4,549	3,438	2,877
	うち 基 準 外 繰 入 金	27,110	17,009	15,113	17,475	15,706	3,590	2,446	1,834	1,374	995	748	591
資 本 的 収 支 分		106,942	97,391	89,247	63,978	62,246	50,720	29,758	25,935	23,639	20,105	15,194	12,751
	うち 基 準 内 繰 入 金	12,240	11,211	9,241	6,555	6,858	3,907						
	うち 基 準 外 繰 入 金	94,702	86,180	80,006	57,423	55,388	46,813	29,758	25,935	23,639	20,105	15,194	12,751
合 計		156,373	137,083	124,549	96,124	91,474	65,275	39,153	33,756	30,408	25,649	19,380	16,219